

定 款



2021 年 3 月 19 日改定

定 款

第1章 総 則

第 1 条	商 号	1
第 2 条	目 的	1
第 3 条	本店の所在地	1
第 4 条	機関の設置	1
第 5 条	公告方法	1

第2章 株 式

第 6 条	発行可能株式総数	2
第 7 条	単元株式数	2
第 8 条	株式名簿管理人	2
第 9 条	単元未満株式の買増請求	2
第 10 条	株式取扱規則	2

第3章 株主総会

第 11 条	基準日	2
第 12 条	招集の時期	2
第 13 条	招集権者及び議長	2
第 14 条	決議要件	2
第 15 条	参考書類等のインターネット開示	2
第 16 条	議決権の代理行使	3

第4章 取締役及び取締役会

第 17 条	員 数	3
第 18 条	選 任	3
第 19 条	任 期	3
第 20 条	代表取締役及び役付取締役	3
第 21 条	取締役会	3
第 22 条	報酬等	3
第 23 条	取締役との責任限定契約	4

第5章 監査役及び監査役会

第 24 条	員 数	4
第 25 条	選 任	4
第 26 条	任 期	4
第 27 条	常勤監査役	4
第 28 条	監査役会	4

第 29 条	報酬等	4
第 30 条	監査役との責任限定契約	4

第 6 章 計 算

第 31 条	事業年度	5
第 32 条	剰余金の配当	5
第 33 条	自己株式の取得	5
第 34 条	配当金の除斥期間	5

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社 日住サービス と称し、英文では、The Japan Living Service Co., LTD. とする。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 企業の経営相談並びに個人の財産管理の相談に関する業務
- (2) 事務処理、情報処理、販売業務処理の請負に関する業務
- (3) 経営者、事務職員、産業技能職員の養成援助に関する業務
- (4) 不動産の瑕疵保証に関する業務
- (5) 債権、債務の信用保証に関する業務
- (6) 金銭貸付に関する業務
- (7) 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- (8) 不動産の買取及び販売並びに賃貸借に関する業務
- (9) 不動産の仲介、斡旋、鑑定に関する業務
- (10) 不動産の賃貸管理並びに環境管理に関する業務
- (11) 不動産、有価証券、その他金融資産に関する投資顧問業務
- (12) 不動産特定共同事業法に基づく事業
- (13) 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業に関する業務
- (14) 建築、設備工事の設計監理並びに請負に関する業務
- (15) 建物の外装、内装の設計施工並びに斡旋に関する業務
- (16) 新聞折込広告の企画、制作並びに配送に関する業務
- (17) 広告代理及び各種の宣伝事業に関する業務
- (18) 各種出版物の販売及び配送に関する業務
- (19) 建物保全、清掃、消毒、管理サービス及び防疫請負に関する業務
- (20) 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故やその他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、790万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第8条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

(単元未満株式の買増請求)

第9条 単元未満株式を有する株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。）は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(基準日)

第11条 当会社は、毎年12月31日の株主名簿に記載された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(参考書類等のインターネット開示)

第15条 当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は

表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第17条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選 任)

第18条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び相談役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

第21条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故のあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

2. 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

4. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。

(報酬等)

第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第 23 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、その取締役の同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員 数)

第 24 条 当社の監査役は、3 名以上とする。

(選 任)

第 25 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
2. 当社は、会社法第 329 条第 2 項の規定に基づき、法令の定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

(任 期)

第 26 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 27 条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

(監査役会)

第 28 条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
2. 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。

(報酬等)

第 29 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役との責任限定契約)

第 30 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、その監査役の同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第31条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当)

第32条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年6月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(自己株式の取得)

第33条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第34条 期末配当金及び中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。